

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：37102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06791

研究課題名(和文)「教授会自治」論に代わる新たな憲法理論の探求

研究課題名(英文) Exploration of a new constitutional theory that replaces the "autonomy of faculty" theory

研究代表者

堀口 悟郎 (HORIGUCHI, Goro)

九州産業大学・経済学部・講師

研究者番号：40755807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、「教授会自治」論に代わる新たな憲法理論を探求すべく、フランスにおける議論を主な考察対象として、代表的学説の検討、コンセイユ・デタ判例の分析、「教授の独立」と「司法の独立」の対比などを行った。
その結果、フランスの判例・学説は、各大学の自治ではなく、研究者集団全体の自治(専門職能自治)を重視していること、特に教員人事については、学問の専門家による評価・判断が厳格に要求されていること、などを明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)： This research aims to explore a new constitutional theory that replaces the "autonomy of faculty" theory.

In order to achieve this objective, this study focuses on discussion in France as the main consideration subjects, such as (1) examination of representative theories, (2) analysis of Conseil d'Etat precedents, (3) comparison between "independence of professor" and "independence of justice"

As a result, we could mainly clarify the following points. (1) It is autonomy in the whole group of researchers, not autonomy of each university, that French judicial precedents and theories focus on. (2) Especially for faculty personnel affairs, evaluation and judgment by academic experts is strictly required.

研究分野：憲法学

キーワード：学問の自由 大学の自治 教授の独立 教員研究者の独立

1. 研究開始当初の背景

教員人事等の決定は教授会(学内教員集団)が担わなければならないとする「教授会自治」論は、長らく日本憲法学の「定説」たる地位を保持しており、その論理が憲法学内部において批判的検討に付されることはほとんどなかった。

ところが、2004年からの国公立大学法人化や2014年の学校教育法改正などにより、法律上、「教授会自治」は正面から否定されることとなった。

憲法学説の多くは、これらの大学改革に対して、憲法23条が保障する「教授会自治」に反するという批判を展開した。

しかし、筆者がこれまでの研究で明らかにしたように、「教授会自治」論は、前述のとおり法律上の根拠を有しないのみならず、判例上の根拠も有しない。さらに、憲法23条が定める「学問の自由」から「教授会自治」を論理的に導くことも難しい。「教授会自治」論の論理のうち、教員人事等を学問の専門家が担うべき点という点は合理的だが、その専門家を学内の教員集団である教授会に限定する点については、論拠に乏しいといわざるをえないのである。そのことは、フランスの判例や学説が、教員人事を決定すべき学問の専門家を、学内の教員に限定せず、むしろ、コネや情実等による人事への警戒から、アグレガシオン等の中央集権的な人事制度を肯定的に評価していることに鑑みれば、明らかである。

そこで、急速に進められている大学改革に適切な歯止めをかけるべく、「教授会自治」論に代わる憲法理論を探求すべきだと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、国公立大学法人化や、学長が大学の意思決定権者であることを明示する学校教育法改正など、大学改革が急速に進められ、「教授会自治」が法律上正面から否定されるに至り、日本憲法学の定説であった「教授会自治」論が揺らぎ始めている今日の状況下において、当該制度改革の濁流に歯止めをかけ、学問の「素人支配」を防ぎうる、「教授会自治」論に代わる新たな憲法理論を探求することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、上記目的を達成するため、フランスにおける議論(特に「教授の独立」原則ないし「教員研究者の独立」原則というフランス独自の憲法理論)を考察対象として、代表的学説の検討、コンセイユ・データ判例の分析、「教授の独立」と「司法の独立」の対比を行い、それらと日本の議論とを比較した。

いずれの研究についても、主に仏語文献の読解という方法をとった。

4. 研究成果

(1) 代表的学説の検討

フランスにおける代表的学説として、モリス・オーリウ、ジョルジュ・ヴデル、オリヴィエ・ポーなどの論考を検討した。その結果、フランスにおいては大学教員人事等の「中央集権」が「学問の自由」を確保するうえで不可欠の条件と考えられていること、そこでいう「中央集権」は、国家的中央集権(高等教育担当大臣による独裁)でも各大学内部の中央集権(学長による独裁)でもなく、大学教員集団全体における中央集権(専門職能自治)であるということ、明らかにすることができた。

かかる理論的特徴は、アグレガシオン制度に対する肯定的評価に、端的にあらわれている。フランスでは、法学等の一定の学問領域において教授職に就くためには、原則としてアグレガシオンという資格を取得することが必要とされている。その資格試験は、大学評議会という所轄大臣の諮問機関によって実施される。大学評議会には、各学問領域に対応した分科会があり、当該学問領域を専門とする研究者がそのメンバーとなっている。アグレガシオンを取得した者は、自己の学問領域の教授職に空きが出たとき、試験の成績順に着任することができ、その採用にあたって大学側には選択権がない。

このような中央集権的人事制度は、学内の教員集団に人事権を独占させる「教授会自治」論によれば違憲と評価されるだろう。しかし、フランスの学説では、アグレガシオン制度は肯定的に評価されている。なぜならば、当該制度においては、教員人事を学問の専門家が決定するという「専門職能自治」が貫徹されているからである。教員人事を各大学に委ねること(「各大学の自治」)は、コネや情実といった非学術的要素による人事が行われるおそれがあるとして、むしろ忌避されている。

こうしたフランスの理論と対比した場合、日本の「教授会自治」論は、「専門職能自治」と「各大学の自治」という本来対立しうる二つの要素を「同居」させた理論だといえることができる。このような危うい「同居」が長年維持されてきたのは、教育公務員特例法や学校教育法がそれを承認していたことによる面が大きいと考えられる。だが、今日においては、近年の大学改革によりそれら法律上の根拠が消滅し、「各大学の自治」を強化するという名目で「専門職能自治」が圧迫されるという状況が生じている。そのような状況下において、日本の憲法学説が強調してきた「専門職能自治」を守るためには、「各大学の自治」という要素について再検討することが必要であると考えられる(堀口悟郎「学問の自由と『中央集権』」憲法理論研究会編『対話と憲法理論』(敬文堂、2015年)61-74頁)。

なお、最近の学説(オリヴィエ・ポーなど)を検討する過程で、客員教員の法的地位とい

う、研究開始当初は把握していなかった問題に気づくことができた。フランスでは、研究業績の乏しい者が教員団の厳格な審査を経ずに客員教員として採用される例が少なくない。そのような事態は、教員人事等を学問の専門家が担うことを要求する「教授の独立」原則（ないし「教員研究者の独立」原則）を、内部から侵食するおそれがある。この問題は今後の研究課題である。

(2) コンセイユ・デタ判例の分析

「教授の独立」原則（ないし「教員研究者の独立」原則）に関するコンセイユ・デタの判例を広く検討した。その結果、当該原則が、教員人事における学術的評価・判断が当該学問領域の専門家によってなされることを、厳格に要求するものであることを、確認することができた。当該原則は、教育活動に関しては学生の「参加」をある程度認めるし、大学教員の労働条件に関しては「公益」を理由とした制約をある程度認めるが、教員人事に関しては、学問の専門家による評価・決定を厳格に要求し、その例外をほとんど認めないのである。以上の研究成果については、なるべく早期に論文として公表する予定である。

なお、教員人事以外の領域において、上記各原則がどの程度機能するのかという点については、明確に理解することができなかった。この点は今後の研究課題である。

(3) 「教授の独立」と「司法の独立」の対比

「教授の独立」と「司法の独立」には、専門職たる公務員の独立を内容とする点、集団（大学、司法府）の独立と個人（大学教員、裁判官）の独立の双方を含む点など、共通点が多くみられる。そのため、両者の比較を行うことにより、他の専門職の独立には見られない、「教授の独立」固有の意義を明らかにしようと考えた。

しかし、フランスにおいて「教授の独立」と「司法の独立」を比較した研究はあまり見当たらず、また「司法の独立」に関する代表的文献を読了するには相当の時間を要するため、本研究期間においては、上記研究を十分に進めることができなかった。

もっとも、日仏比較の準備作業として、日本における議論を検討することができた。日本においても、「大学の自治」を「司法の独立」とパラレルに論じる学説は古くから存在した（美濃部達吉、田中耕太郎など）。そこで、それらの論考を読み進めるとともに、その背景をなす日本の大学史について研究した。その結果、戦前の日本における「教授会自治」は、学問の自由を確保するための手段（広い意味での「権利論」）というよりも、いわば「統治機構論」としての性格が濃厚であったこと、そのため、同じく統治機構論である「司法の独立」とパラレルに論じることは自然であったことなどを明らかにすることができた（堀口悟郎「学問と統治」片桐直

人＝岡田順太＝松尾陽編『憲法のこれから』（日本評論社、2017年刊行予定）。

なお、このような研究・教育と統治をめぐる問題は、当然のことながら、高等教育だけでなく、初等中等教育にも存在する。特に、最近では、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、政府によって主権者教育が主導されており、「政治教育の自由」と「教育の政治的中立性」をめぐる問題が重要性を増している。そこで、本研究課題の関連問題として、この点についても研究を行った（研究成果として、堀口悟郎「義務としての政治教育の自由」法学セミナー744号（2017年）37-41頁、同「教育の政治的中立性と政治教育の自由」日本教育法学会年報46号（2017年）117-125頁）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

堀口悟郎「教育の政治的中立性と政治教育の自由」日本教育法学会年報46号（2017年）117-125頁

堀口悟郎「義務としての政治教育の自由」法学セミナー744号（2017年）37-41頁

堀口悟郎「学問の自由と『中央集権』」憲法理論研究会編『対話と憲法理論』（敬文堂、2015年）61-74頁

〔学会発表〕（計1件）

堀口悟郎「教育の政治的中立性と政治教育の自由」日本教育法学会、2016年5月29日、京都

〔図書〕（計6件）

片桐直人＝岡田順太＝松尾陽編、堀口悟郎ほか著『憲法のこれから』（日本評論社、2017年刊行予定）印刷中（発行確定）

横大道聡編、堀口悟郎ほか著『憲法判例の射程』（弘文堂、2017年）総頁数301頁（186-196頁執筆）

大林啓吾＝小林祐紀編、堀口悟郎ほか著『ケースで学ぶ憲法ナビ』（みらい、2017年）総頁数204頁（11-20頁執筆）

Hiroshi OTSU (dir.), Goro HORIGUCHI et al., *Les libertés universitaires en France et au Japon*, Press Universitaires d'Aix-Marseille, 2017, 135 p. (pp. 95-102)

山本龍彦＝清水唯一朗＝出口雄一編、堀口悟郎ほか著『憲法判例からみる日本』（日本評論社、2016年）総頁数295頁（92-113頁執筆）

大沢秀介＝大林啓吾編、堀口悟郎ほか著『判例アシスト憲法』（成文堂、2016年）総頁数389頁（176-179頁執筆）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀口 悟郎 (HORIGUCHI, Goro)
九州産業大学・経済学部・講師
研究者番号：40755807

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()